

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は公益財団法人結核予防会（以下「本法人」という。）の定款第19条第3項及び第40条第3項の規程に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規程に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第3章に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第十三号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。
- 3 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職金を支給することができる。
- 4 評議員には、定款第19条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(報酬の区分)

第4条 常勤役員の報酬は月額基本報酬及び役位手当とする。

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(月額基本報酬)

第5条 本法人の常勤役員の月額基本報酬は次の各号に掲げるとおりとする。

一	理事長及び病院長である理事	967,900 円
二	副理事長及び所属長である理事（前号の者を除く）	900,200 円
三	専務理事及び副所属長である理事	837,200 円
四	総務部長である理事	661,600 円
五	上記以外の常勤理事	611,600 円

(役位手当)

第6条 役位手当は役職に応じた役員賞与として支給する。

- 2 役位手当は各自の月額基本報酬に評議員会で定める割合を乗じた額を基礎とし、さらに各自ごとに所要の調整を加えたものとする。
- 3 評議員会で定める割合は、100分の50を超えることはできない。
- 4 第2項の調整の方法、その他役位手当については評議員会で定める。

(退職金)

第7条 退職金は常勤役員に就任した後退職または死亡した場合に支給する。

- 2 退職金は退職時の月額基本報酬の額に勤務年数を乗じて得た金額に、別表1に掲げる支給率を乗じて得た金額とする。
- 3 勤続年数に1年未満の端数があるときは月割り計算により、1月未満の端数は1月に切り上げる。

(評議員の報酬)

第8条 各評議員の報酬等は、定款第19条に定める金額の範囲内において別表第2に基づき支払うものとする。

(報酬の支給方法及び支給日)

第9条 報酬は毎月25日に支給する。ただし支給日が休日に当たる時は順次繰り上げる。

- 2 新規就任の場合におけるその月の報酬は、その発令の日から日割り計算により支給する。
- 3 退職した場合におけるその月の報酬は、最後に出勤した日までとし、日割り計算により支給する。

(端数の取扱)

第10条 報酬の計算に当たり円単位未満の端数が生じたときは、計算の終わりにおいて円位に切り上げる。

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(通勤費)

第11条 役員及び評議員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第12条 本法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第13条 本法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第15条 本規程に定めのない事項については、評議員会において協議し、決定するものとする。

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則1

この改正は平成21年10月15日から施行する。

附則2

本則第1条及び第2条にかかわらず、本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（以下、「公益財団法人の登記の日」と言う。）の前日までの間は、「財団法人結核予防会寄付行為」に基づく役員報酬規程とする。

附則3

公益財団法人の登記の日の前日までの間は、会長の月額基本報酬は475,000円とし、理事長の月額基本報酬は本則第5条第一号に5分の3を乗じた額とし、理事長特別補佐常任理事の月額基本報酬は本則第5条第一号の額とする。

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

附則 4

公益財団法人の登記の日の前日までの間は、本則第6条、第14条及び第15条の規程中、「評議員会」を「常任理事会」と読み替えるものとする。

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

別表第1

勤続年数	支給率
1	0.00
2	0.00
3	0.60
4	0.64
5	0.67
6	0.74
7	0.80
8	0.87
9	0.94
10	1.00
11	1.01
12	1.02
13	1.03
14	1.03
15	1.04
16	1.06
17	1.07
18	1.09
19	1.10
20	1.12
21	1.14
22	1.16
23	1.18
24	1.21
25	1.23
26	1.26
27	1.29
28	1.32
29	1.35
30	1.38

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

別表第2 評議員の報酬

特別な職務執行の対価として報酬を支給することができる。

その額は、毎年総額50万円を超えないものとする。

支払方法については第12条の規程を準用する。